



2025年3月19日

各 位

会 社 名 株式会社牧野フライス製作所
代表者名 取締役社長 宮崎 正太郎
(コード番号 6135 東証プライム)
問合せ先 専務取締役管理本部長 永野 敏之
(TEL 046-284-1439)

ニデック株式会社による当社株式に係る公開買付け（予告）につき、第三者提案の具体
化・検討のために必要な時間を確保することのみを目的とする、
当社の会社の支配に関する基本方針及び当社株式の大規模買付行為等への対応方針
（買収への対応方針）の導入に関するお知らせ

2024年12月27日付け当社プレスリリース「ニデック株式会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、当社は、ニデック株式会社（以下「ニデック」といいます。）より、当社をニデックの完全子会社とすることを目的として、当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といい、ニデックによる当社の完全子会社化の提案を「本提案」といいます。）を実施する旨の提案を受けておりますが、下記のとおり、当社取締役会は、本日、本特別委員会（下記1で定義します。）の答申を踏まえ、当社の株主の皆様及び当社が適切な判断を下すための時間を確保する目的で、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されるものをいい、以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を決定し、本公開買付けへの対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本対応方針は、当社の株主の皆様及び当社が本提案と第三者提案（下記1で定義します。以下同じです。）を比較検討した上で本提案の是非につき適切な判断をするために、第三者提案の具体化等に合理的に必要な時間を確保することのみを目的としているため、当社は、①ニデックが実際に2025年5月9日以降に本公開買付けを開始した場合（但し、公開買付期間が本提案のとおり31営業日であるか又はそれ以上であることを前提とします。以下同じです。）、又は②本公開買付けの開始前に、当社が、ニデック以外の第三者から、本提案よりも実質的に有利な条件と合理的に判断される第三者提案に係る法的拘束力のある最終的な意向表明書を受領したことを確認した場合には、株主の皆様が熟慮に基づく合理的な判断を行うための時間が確保されたものと考えられることから、そ

これらのいずれか早い時期において、本対応方針を直ちに廃止いたします。

また、ニデックが本対応方針に定めた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守しない場合において、当社取締役会が本対応方針に基づく対抗措置を発動するにあたっては、当社の株主の皆様が本公開買付けの是非を判断する場として、株主意思確認総会（下記 I で定義します。以下同じです。）を開催することといたします。そして、株主意思確認総会において、株主の皆様が、本公開買付けに賛同する意思を表明された場合には（当該意思は、本公開買付けが行われた場合に当社が所定の対抗措置を講じることについての承認議案が、株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成によって可決されるか否かを通じて表明されるものとさせていただきます。）、当社取締役会といたしましては、本公開買付けが、株主意思確認総会において開示された条件及び内容等に従って行われる限り、それを実質的に阻止するための行為を行いません。

記

1. 本対応方針の導入に至る経緯

当社は、ニデックより、当社の 2024 年における最終の営業日であった 2024 年 12 月 27 日付けで、事前の打診や連絡が全くないままに、「企業価値の最大化に向けた経営統合に関する意向表明書」（以下「本意向表明書」といいます。）を受領いたしました。本意向表明書によれば、ニデックは、当社をニデックの完全子会社とすることを目的として、公開買付期間の開始日を 2025 年 4 月 4 日、公開買付期間を 31 営業日（以下、本公開買付けの公開買付期間を「本公開買付期間」といい、一般的な法律用語としての公開買付期間を「TOB 期間」といいます。）、公開買付価格を 11,000 円（以下「本公開買付価格」といいます。）、買付予定数の下限を当社の総議決権数の 50%に相当する数に設定し、買付予定数の上限は設定しない当社株式に対する公開買付けの実施を提案しています。

ニデックによる本提案を受けて、当社は、当社の企業価値の向上及び株主の皆様共同の利益を図る立場から、当社取締役会による恣意的な判断を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、2025 年 1 月 10 日付けで、当社独立社外取締役 4 名から構成される特別委員会（委員長は高橋一夫・元大和証券グループ本社取締役兼執行役員副社長。以下「本特別委員会」といいます。）を設置し、本提案の是非やストラクチャーを含む取引条件及び手続の妥当性及び公正性を検討して参りました（本特別委員会の詳細については、2025 年 1 月 10 日付け当社プレスリリース「特別委員会の設置に関するお知らせ」をご覧ください。特別委員会規程は別紙 1 のとおり）。

当社及び本特別委員会は、ニデックから本意向表明書を受領した直後より、本提案が当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の向上に繋がるものなのかについての精査を開始すると共に、当社の本源的価値の算定や、株主にとってより有利な代替案の模索等、あら

ゆる戦略的オプションについての幅広い検討を開始しました。また、本提案に関して提供された情報が、当社の株主の皆様によるインフォームド・ジャッジメントの機会を確保する観点から不十分な内容であると考え（詳細は下記2(6)をご覧ください。）、ニデックに対して、当社の株主の皆様及び当社が本提案とその他の戦略的オプションを比較検討した上で本提案の是非につき適切な判断をするために合理的に必要な時間を確保する目的で、本公開買付けの開始日を、（本公開買付け期間を 31 営業日とする前提で）2025 年 3 月期に係る当社の決算発表日（以下「25 年 3 月期決算発表」といいます。現状、2025 年 4 月 30 日に予定されています。）から約 1 週間後の日である同年 5 月 9 日まで延期すること等を要望する要望書を本特別委員会から同年 1 月 15 日及び同月 22 日に送付したほか、当社取締役会から、ニデックの取締役会に対し、同様の要望を記した要望書（以下、本特別委員会による 2 通の要望書をそれぞれ「第 1 次要望書」及び「第 2 次要望書」といい、当社取締役会による要望書を「取締役会要望書」といいます。）を同月 31 日に送付するなど、本公開買付けの開始を同年 5 月 9 日とするよう、繰り返し要望して参りました。しかしながら、ニデックは、本提案から本公開買付けの開始予定日まで 3 か月以上の期間があり、2025 年 4 月 30 日に予定されている当社の 25 年 3 月期決算発表から本公開買付け期間の末日までの間に 12 営業日が確保されている等と述べ、いずれの要望も拒絶しております。

その後、当社は、2025 年 3 月 10 日付け「第三者からの当社の完全子会社化を目的とした初期的意向表明書の受領及びニデック株式会社からの買収提案に対する再要望書の送付について」（以下、取締役会による再要望書を「取締役会再要望書」といいます。）で開示したとおり、株主にとってより有利な代替案を模索する過程で、2025 年 2 月 28 日までに、当社経営陣及び当社取締役から独立した第三者（以下「提案者ら」といいます。）から、本提案と競合する、当社の完全子会社化を目的とした買収提案（以下「第三者提案」といいます。）に係る初期的な意向表明書を複数受領いたしました。これを受けて、当社は、提案者らからの法的拘束力のある最終的な意向表明書の受領に向けて、提案者らによるデュー・ディリジェンスに対応する等、提案者らとの間で情報交換を進めていますが、デュー・ディリジェンスや借入金金融機関との交渉等に要する期間に鑑みれば、本公開買付けの開始日として予告されている 2025 年 4 月 4 日までに、かかる最終的な意向表明書を受領し、これについて公表することは、極めて困難です。そこで、当社は、2025 年 3 月 10 日付けで、ニデックに対し、提案者らから第三者提案に係る法的拘束力のある最終的な意向表明書を受領し、その旨を公表するまでには一定の時間を要するため、本公開買付けの開始を同年 5 月 9 日まで延期するように改めて要請（以下「取締役会再要望」といいます。）しましたが、ニデックは、当社が取締役会再要望において同年 3 月 14 日までの回答を求めていたところ、同日及び 3 月 17 日に、取締役会再要望について真摯に検討している旨を開示するに留まり、その後、当社が同月 18 日付け「ニデックに対する『質問状（3）』への回答開示のお知らせ」において、ニデックに対し本日までに実質的な回答をするように要求したものの、本日、引き続き検討している旨を回答するに留まり、実

質的な回答をしておりません。

当社としては、引き続き当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の向上に繋がるものかという観点から本提案の是非を真摯に検討して参りますが、このようなニデックとの一連のやりとりを踏まえ、かかる検討の過程において、今後、ニデックが、当社の株主の皆様及び当社が本提案と第三者提案を比較検討した上で本提案の是非につき適切な判断をするために必要な時間を確保することなく、当初の予定のまま、本年4月4日に本公開買付けを開始することによって、当社の株主の皆様が熟慮に基づく合理的な判断を行う前提条件が整わないままに、本公開買付けに応募するか否かについての判断を迫られることとなる結果、当社の中長期的な企業価値を反映せず、また、株主の皆様共同の利益を害する条件で、本公開買付けに応募することを選択せざるを得ない具体的かつ切迫した懸念があるものと考えております。

かかる懸念を踏まえ、当社は、本特別委員会に対して、当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様共同の利益を確保する目的で、当社の株主の皆様及び当社が本提案と第三者提案を比較検討した上で本提案の是非につき適切な判断をするために必要な時間を確保する観点から、(i)会社法施行規則第118条第3号柱書に規定される会社の支配に関する基本方針を決定すると共に、(ii)会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号ロ(2)）として、本対応方針を緊急対応として導入することが適切ではないかを諮問し、本特別委員会から、本日付けで、これら(i)及び(ii)の措置を講ずることが、当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様共同の利益を確保する上で合理的である旨の答申を得ました。

かかる本特別委員会の答申を踏まえ、当社は、本日、会社の支配に関する基本方針を決定し、ニデックによる当社株券等を対象とする大規模買付行為等への対応方針として、本対応方針を緊急に導入することを決議いたしました。現在までの経緯については別紙Aの時系列表もご参照ください。

上記のとおり、本対応方針は、当社の株主の皆様及び当社が、本提案と第三者提案を比較検討した上で本提案の是非につき適切な判断をするために合理的に必要な時間を確保することのみを目的とするものであって、本公開買付けの実施そのものを妨げることを目的とするものではありません。

そのため、当社は、①ニデックが実際に2025年5月9日以降に本公開買付けを開始した場合、又は②本公開買付けの開始前に、当社が、ニデック以外の第三者から、本提案よりも実質的に有利な条件と合理的に判断される第三者提案に係る法的拘束力のある最終的な意向表明書を受領したことを確認した場合には、当社の株主の皆様及び当社が本提案と第三者提案を比較検討した上で本提案の是非につき適切な判断をするために必要な時間が一定程度確保されたものと考えられることから、それらのいずれか早い時期において、本

対応方針を直ちに廃止いたします。

本対応方針の導入につきましては、本日付けの当社取締役会決議（以下「本取締役会決議」といいます。）において、独立社外取締役4名を含む当社取締役全員の賛成により承認されており、独立社外監査役2名を含む当社監査役全員も本対応方針に同意しております。

2. 本対応方針を導入する必要性

上記1のとおり、本意向表明書によれば、本公開買付けは2025年4月4日に開始することが予定されています。この本公開買付けの開始時期について、ニデックは、本意向表明書において、①当社取締役会及び当社が設置する特別委員会がニデックから十分な情報提供を受けた上で本公開買付けに対する意見形成をするために必要かつ十分な期間、及び、②当社や当社の株主の皆様が本提案の是非及び応募について適切に判断するための十分な期間を確保する観点から、これらの期間として「2ヶ月間」以上の期間を確保することが望ましいとの判断のもと、本公開買付けの実施にあたり必要となる国内外の競争法及び外資規制に基づく手続に要すると見込まれる時間も踏まえたものである旨述べています。

しかしながら、当社及び本特別委員会としては、以下の理由から、現時点において、当社の株主の皆様及び当社が本提案と第三者提案を比較検討した上で本提案の是非につき適切な判断をするために必要な時間が確保されていないにも拘らず、ニデックが、当初の予定のまま、本年4月4日に本公開買付けを開始することによって、当社の株主の皆様が熟慮に基づく合理的な判断を行う前提条件が整わないままに、本公開買付けに応募するか否かについての判断を迫られることになる結果、当社の中長期的な企業価値を反映せず、また、株主の皆様共同の利益を害する条件で本公開買付けに応募することを選択せざるを得ない具体的かつ切迫した懸念があるため、本対応方針を導入する必要があると考えております。

- (1) 本意向表明書の受領日から本公開買付けの開始予定日（4月4日）までの間に第三者提案の具体化や十分な検討等のための時間が確保されていないこと

経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」（以下「本指針」といいます。）では、その「2.2.3 株主意思の尊重と透明性の確保」において、「買収の是非や取引条件に関する正しい選択を株主が行うためには、十分な情報が株主に提供される必要がある。」このように、第2原則及び第3原則は、第1原則を実現する前提

として求められるものである。・・・基本的には、・・・透明性を高め、株主に十分な情報や時間を提供することで、株主の適切な判断（インフォームド・ジャッジメント）が行われることが期待される。その際、買収者は、買収の公表に至るまでは対象会社に対して説明を行うと共に、公表後は公開買付届出書などへの適切な記載を通じて株主を含めた市場に対する説明責任を果たす必要がある」〔下線・強調は当社〕と明記されています。また、本指針の「4.1.2 買収に関する検討時間の提供」では、「株主によるインフォームド・ジャッジメントの機会を確保するためには、情報のみならず、対象会社の株主や取締役会に対して十分な時間が提供されることも重要である。対象会社との交渉を経ずに公開買付けが開始される場合、対象会社の株主や取締役会にとって、買収に関する検討や準備の時間が不足することも考えられる。公開買付制度においては、対象会社は公開買付期間を 30 営業日まで延長させることができるものの、この日数では不足すると客観的に考えられる場合には、買収者は、当初より公開買付期間を長く設定する、もしくは、対象会社やその株主のニーズも踏まえ合理的な範囲で期間を延長することが望ましい」〔下線・強調は当社〕とも明記されているところで

す。

本件では、当社が本意向表明書を受領したのは、当社及び多くの日本の事業会社にとっての 2024 年の年内最終営業日である 2024 年 12 月 27 日（金）であって、しかも、ニデックも自認しているとおおり、本意向表明書を受領するまで、ニデックからは、本提案に関して、事前の協議はおろか、事前の打診すら一切ございませんでした。そのため、検討期間の始期が実質的に 2025 年の最初の営業開始日である 1 月 6 日（月）となり、本公開買付けの開始日として予告されている本年 4 月 4 日まで、約 3 か月弱の検討期間しか確保されていません。

下記(3)のとおり、当社は、本提案の是非に関する検討の一環として第三者提案の可能性を検討する必要もあるところ、ニデックが「2024 年 8 月頃より本取引に係る検討を開始」し、同年 12 月 27 日に本提案をするまで約 5 か月間に亘って本提案について検討した旨を同日付けの「株式会社牧野プライス製作所（証券コード：6135）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「本公開買付け予告プレス」といいます。）に記載していることからも明白なとおおり、買収提案の検討及び公表には相当程度の時間を要し、約 3 か月弱という期間は、本提案について事前に全く打診を受けていない当社が第三者提案を模索し公表するまでの時間として不十分であることは明らかです。

さらに、本年 4 月 4 日は、当社の 2025 年 3 月期末を過ぎ、一年でも最も忙しい時期であって、当社としても本提案の分析・検討のためのリソースを十分確保することは困難です。

したがって、当社の株主の皆様及び当社が第三者提案その他の代替案と比較検討した上で本提案の是非を熟慮するために必要な時間を確保するために、本公開買付けの開始は、合理的な期間、延期される必要があるところ、本特別委員会及び当社取締役会がニデック及びその取締役会に対し、本公開買付けの開始の延期を再三要望したものの、ニデックがこれを峻拒したことは上記1のとおりです。

- (2) 120日乃至150日間程度の情報収集期間及び検討期間を確保すべきであると考えられること

現在のわが国におけるプラクティス上、対象会社の事前の同意がない公開買付けの意向表明がなされた場合に、いわゆる平時導入型の「買収への対応方針」（いわゆる事前警告型買収防衛策）が導入されている企業であれば、本指針を踏まえ、公開買付けの開始までの期間として、情報提供期間として60日間、取締役会での検討期間として60日から90日間（計120日から150日）が確保されることが一般的です。また、通常、いわゆる平時導入型の「買収への対応方針」の目的には、代替案の提示を可能ならしめる旨が含まれています。

実際に、わが国で実施された近時の対象会社の同意なき公開買付けに関する事案（伊藤忠商事株式会社の完全子会社が株式会社デザートに公開買付けした事案、株式会社コロワイドが株式会社大戸屋ホールディングスに公開買付けした事案、日本製鉄株式会社が東京製綱株式会社に公開買付けした事案、SBIホールディングス株式会社の完全子会社が株式会社新生銀行に公開買付けをした事案、堂島汽船株式会社が兵機海運株式会社に公開買付けした事案等）では、買収の打診があったと考えられる日から公開買付けの開始日までは約6か月以上の期間がかかっているところです。

以上のわが国におけるプラクティスに鑑みると、上記(1)のとおり、当社及び株主の皆様は、2024年の年内最終営業日に突然一方的に本提案を受け、検討の開始を余儀なくされた上、本提案では本公開買付けの開始予定日までの間に代替案を踏まえた十分な検討を行うための時間が確保されていないといえます。上記の平時導入型の「買収への対応方針」に関する実務等も踏まえれば、当社と致しましては、本意向表明書を受領した日から120日乃至150日間程度の代替案の模索その他の情報収集及び検討の期間を確保すべきであると考えております。特に、下記(3)のとおり、当社が既に第三者提案に係る初期的な意向表明書を受領していることも踏まえますと、代替案を踏まえた検討期間を確保する必要性はより高まっています。したがって、当社の株主の皆様が、代替案を踏まえた十分な検討をできるようにすべきであることも考慮すると、本公開買付けの開始日を、少なくとも2025年5月9日（本意向表明書を当社が受領した日から約4.5か月

後)まで延期することが、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の最大化の観点から合理的であると考えております。

- (3) 法的拘束力のある第三者提案の受領・公表までの時間を確保するため本公開買付けの開始の延期を要請したが、ニデックがこれを拒否したこと

上記(1)のとおり、本指針では、株主の皆様が買収の是非や取引条件に関する正しい選択を行うためには十分な時間や情報が提供される必要があるとされているところ、本指針において繰り返されている「十分な時間」や「十分な情報」には、当然ながら、①当社取締役会や本特別委員会が本提案を分析し、場合により、その条件を当社の株主の皆様や当社にとって有利なものとするために交渉したり、企業価値及び株主の皆様共同の利益向上のための代替案を検討・立案・実行したりするために必要な時間や、②当社取締役会や本特別委員会による本提案の分析結果に係る情報、上記代替案に係る情報、さらには、本提案と代替案との比較に係る分析・検討結果に係る情報も当然に含まれると考えられます。何故なら、本指針の「2.2.2 企業価値の向上と株主利益の確保」では、「取締役会が買収に応じる方針を決定する場合・・・においては、対象会社の取締役が会社及びその株主の利益のために行動する、すなわち、会社の企業価値を向上させるか否かの観点から買収の是非を判断することに加えて、株主が享受すべき利益が確保される取引条件で買収が行われることを目指して合理的な努力が行われるべき」とされており、また、本指針の「3.2.1 想定される場面」でも「特に取締役会が買収に応じる方針を決定する場合においては、対象会社の取締役・取締役会（特別委員会を設置している場合は特別委員会を含む。以下同じです。）は、会社の企業価値を向上させるか否かの観点から買収の是非を判断すると共に、株主が享受すべき利益が確保される取引条件で買収が行われることを目指して合理的な努力を行うべき」〔下線・強調は当社〕とされ、本指針の「3.2.3 株主にとってできる限り有利な取引条件を目指した交渉」では、「取締役会は、買収者との交渉を行う際に、取引条件（価格に加え、買収比率や買収対価も含む。また、取引の蓋然性の高さも重要な考慮要素となる。）の改善により、株主にとってできる限り有利な取引条件で買収が行われることを目指して、真摯に交渉すべき」、「具体的には、取締役・取締役会として、買収者との間で企業価値に見合った買収価格に引き上げるための交渉を尽くす、競合提案があることを利用して競合提案に匹敵する程度に価格引き上げを求める・・・など、企業価値の向上に加えて株主利益の確保を実現するための合理的な努力を貫徹すべき」〔下線・強調は当社〕とされていることからすれば、当社取締役会及び本特別委員会は、現状において当社の株主の皆様及び当社が代替案と比較検討した上で本提案の是

非を熟慮するために必要な時間と情報が確保されていないと考える場合には、それらを確保するための合理的な努力を貫徹すべきと考えられるからです。

このように、当社取締役会には、企業価値及び株主の皆様共同の利益向上のための代替案を検討・立案・実行したりするために必要な時間を確保する必要があるところ、上記1のとおり、当社は、現時点において、提案者らから複数の第三者提案に係る初期的な意向表明書を受領しております。これを受けて当社は、提案者らからの第三者提案に係る法的拘束力のある最終的な意向表明書の提出に向けて、提案者らによるデュー・ディリジェンスに対応する等、提案者らとの間で情報交換を進めており、今後、提案者らからかかる最終的な意向表明書を受領できる十分な蓋然性があると考えていますが、デュー・ディリジェンスに要する期間等に鑑みれば、本公開買付けの開始日として予告されている本年4月4日までに、かかる最終的な意向表明書を受領し、これについて公表することは、極めて困難です。実際、提案者らのうちの1社からは、本公開買付け期間の末日とされている2025年5月21日までは、当社に対するデュー・ディリジェンスに要する期間や買収資金を借り入れる金融機関との交渉等の時間に照らして、第三者提案に係る法的拘束力のある最終的な意向表明書の提出が難しい可能性があり、本特別委員会や当社取締役会が要望しているところに従って、少なくとも本公開買付けの開始を2025年5月9日まで延期するようにニデックに働き掛けて欲しいとの書簡を受領しているところです。

そこで、当社取締役会は、当社の株主の皆様及び当社が、第三者提案と比較検討した上で本公開買付けの是非を判断できるように、上記1のとおり、本年3月10日付けで、ニデックに対し、提案者らから複数の第三者提案に係る初期的な意向表明書を受領したことを踏まえて、提案者らが第三者提案に係る法的拘束力のある最終的な意向表明書を提出し、その旨を公表するまでには一定の時間を要するため、本公開買付けの開始を2025年5月9日まで延期するように改めて要請しましたが、ニデックはこれに対し、実質的な回答をしておりません。

- (4) その他の事情からもニデックが第三者提案の存在を顧みずに本公開買付けを強行し、第三者提案に係る最終的な意向表明書を受領前に本公開買付けを完了させようとする強いおそれがあること

上記(1)のとおり、ニデックは事前の打診を全くせずに2024年の年内最終営業日に本意向表明書を送付しているところ、ニデックの代表取締役グローバルグループ代表（取締役会議長）である永守重信氏（以下「永守グループ代表」といいます。）は、本提案を公表した2024年12月27日にウェブ上で公表された日

経ビジネス誌の記事（「ニデック永守氏『中国の脅威の前に時間をかけられない』牧野フライスに TOB」。以下「日経ビジネスインタビュー記事」といいます。）において、単独インタビューに答えて、「今回は、事前の交渉はしていません。買収交渉をして、やりとりを長くした挙げ句に、向こうがホワイトナイト（友好的買収者）を探し出したりすると時間がかかって仕方がない」と、本提案に先立って事前の打診を行わなかったのは、当社との事前の交渉を行うことや、ホワイトナイトが出てくるのを回避するためであったかのようなご発言をされています。なお、ニデックの要請を受けて2025年1月17日に実施した、本特別委員会とニデックの副社長執行役員や専務執行役員等、計6名との面談（以下「本面談」といいます。）では、本特別委員会委員長からの「過去、こういう買収した企業で、そういうケース〔注：事前の協議や打診を全く経ない買収提案〕があったのでしょうか」との質問に対し、ニデックの副社長執行役員から「弊社としては初めてです」と回答いただいたと伺っています¹。

さらに、永守グループ代表は、日経ビジネスインタビュー記事において、単独インタビューに答えて、「ホワイトナイトが出てきたらどうしますか」との問いに対し、「本当に対抗者が出てきて、相手が買い付け価格を上げてくるなら、その相手に対して TOB をかけてもいいとさえ思っています」と、他の事業会社が本提案と競合するような提案を出した場合には、当社に加えて、その会社に対してまで公開買付けを実施することを示唆して、他の事業会社がそのような競合提案を出すことを委縮させるかのようなご発言をされています。

加えて、ニデックは、第2次質問状（下記(6)で定義します。）への回答書において、質問4(5)への回答として、「本公開買付けに対して対抗提案等がなされ、貴社〔当社注：当社のこと〕株式の市場株価の更なる高騰が生じることなどへの期待から新たに株主となる方が存在したとしても、本公開買付けが成立した場合には、対抗提案等による貴社株式の更なる市場株価の引き上げ機会は無くなっているため、本株式併合議案にご賛成いただけるものと考えております」と、競合提案等により当社の株主の皆様がより有利な条件を享受できる機会があったとしても、これを無視して本公開買付けの成立を目指すかのような回答を

¹ 事前打診なき「同意なき」提案は、米国においても一般的ではなく、事前打診のない事案では、対象会社による買収案件等の特殊事情が存在することが多く（非友好的買収案件として米国のデータベースで確認できた過去3年間の9件の全てで、また過去5年間の15件中13件で何らかの事前接触あり）、ニデックが例示する、Microsoft の Yahoo!への買収提案や Valeant の Allergan に対する買収提案では事前交渉・協議があり、Oracle による People Soft 買収やイーロン・マスク氏による Twitter 買収においても、全く事前打診等がなかった訳ではありません（詳細は、当社が2025年1月31日に付けて公表した「ニデック(株)への要望とその理由について」をご参照ください。）。また、米国証券取引委員会によるマスク氏に対する訴状では、マスク氏は、2022年4月13日に Twitter 買収を公表する前である同年3月31日に、同社の CEO、取締役会議長その他の取締役に對し、Twitter 買収を検討している旨を伝えていることへの言及があります。

しております。しかも、ニデックは、2025年2月27日付けのプレスリリース²において、「当社報告書は、『なお、当社ご提案価格である11,000円は、必要かつ十分な水準であると考えており、現時点では、仮に一部株主の皆様等から価格引上げ要請があった場合や、ホワイトナイトなどによる対抗案で同価格を上回る価格が提示されたとしても、この金額を引き上げる予定はありません。』と記載しているとおり、あくまで現時点における当社の方針を記載したものです。より具体的に申し上げますと、当社報告書における上記記載は、仮に対抗提案者が出現した場合であっても、適切な評価を逸脱した価格に引き上げることはしないという当社の方針をご説明したものであります。」と、第三者提案の登場も公になっていない時点から、本公開買付けの引き上げはしない方針である旨を開示しており、極力、本公開買付けを当初提案どおりに強行し、そのまま本公開買付け価格を引き上げることなく完了させることを企図しているものと考えられます。

以上を踏まえると、ニデックは、競合提案等により当社の株主の皆様がより有利な条件を享受できる機会を軽視しており、当社が既に第三者提案に係る初期的な意向表明書を受領しているにも拘らず、これを顧みることなく、本年4月4日に本公開買付けの開始を強行し、第三者提案に係る最終的な意向表明書の受領前に本公開買付けを完了させようとする強いおそれがあると考えております。

- (5) 25年3月期決算発表前に本公開買付けを開始することは、当社の株主の皆様から当該発表を踏まえて本公開買付けの条件が有利なものか否かを検討する機会を奪うこととなるため、株主利益に反すること

当社の株主の皆様が本提案の是非を判断する際には、2025年3月期に係る当社の経営成績や財務状況も考慮すると考えられるところ、工作機械メーカーである当社の売上げは、例年、第4四半期が最も大きくなることから、25年3月期決算発表まで当社の同3月期に係る業績は明らかにならず、具体的に予測することも困難であり、25年3月期決算発表前に本公開買付けを開始することは、当社の株主の皆様から、当該発表を踏まえて本公開買付けの条件が有利なものか否かを検討する機会を奪うこととなるため、株主利益の観点から大きな問題があります。この点、ニデックは本公開買付けの開始を本年4月4日としたとしても、当社の25年3月期決算発表から本公開買付け期間の末日まで12営業日が確保されているため問題ないと主張しています。しかしながら、25年3月期決算発表が本公開買付け期間中になされた場合には、当該決算発表が当社の株価にどのように

² 「株式会社牧野フライス製作所（証券コード：6135）の「ニデック株式会社による『当社意向表明書公表後の経緯及び当社見解のご報告』と題するプレスリリースに関する当社見解について」に関するお願い」と題するプレスリリース。

影響したかが本公開買付けの影響により事実上検証できないため、当社の株主の皆様が、本公開買付けが有利なものであるか否かにつき、十分な情報を確保できない結果、それに応募すべきか否かの判断を合理的に行うことができず、問題があることは明らかです。また、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）が、公開買付けの対象会社の株主が不安定な地位に置かれる期間を制限するために、TOB 期間中は、取引所における公正な価格形成が阻害されるとの認識を踏まえて、TOB 期間に上限を設けていることから明らかなとおり、TOB 期間中は、様々な思惑による株価変動等により、公開買付けの対象会社の株主が通常とは異なる不安定な地位に置かれることとなります。そのため、本公開買付けが、当社への事前の協議を経ずに提案されたものであって、公開買付者と対象会社での協議が済んだ上での合意に基づき公表される通常の公開買付けの場合に比べて、当社の株主としては本公開買付けに応募するか否かにつきより慎重な判断を要することに鑑みれば、かかる不安定な地位に置かれることのない TOB 期間が開始される前に、25 年 3 月期決算発表の内容も踏まえても、本公開買付けの条件が有利なものか否かを検討するために一定の検討時間が確保される必要があると考えられます。したがって、25 年 3 月期決算発表から本公開買付け期間の末日までの間に 12 営業日が確保されているので本公開買付けを 2025 年 4 月 4 日から開始することで問題ないとする上記ニデックの主張は、的を射たものではありません。

したがって、当社の株主の皆様が、25 年 3 月期決算発表の内容を踏まえて、本公開買付けの条件が有利なものか否かを検討できるようにする必要があることも考慮すると、本公開買付けの開始日を、25 年 3 月期決算発表から約 1 週間後の日である 2025 年 5 月 9 日まで延期することが、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の最大化の観点から合理的であると考えております。

(6) ニデックからの説明及び情報提供が不十分であること

当社の株主の皆様及び当社が本提案と第三者提案を比較検討した上で本提案の是非につき適切な判断をするためには、ニデックが当社を完全子会社化することによって生じるシナジー等に関する情報が必要であるところ、本意向表明書には、これらの情報について、一般的・抽象的な記載しかなく、具体的なシナジーへの言及が一切ない上、本面談においても、ニデックが想定している具体的なシナジーについては十分にご説明いただけませんでした。

そこで、当社は、2025 年 1 月 28 日及び同年 2 月 7 日に、ニデックに対し、本提案が当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に資するものか否かを判断するために特に必要ないし有益な事項を尋ねる質問状を送付しましたが（以下、

2025年1月28日付けの質問状を「第1次質問状」、同年2月7日付けの質問状を「第2次質問状」といい、総称して「質問状」といいます。)、ニデックは、例えば以下の質問に代表されるような当社の企業価値の向上に資するか否かを判断するために客観的に必要と考えられる情報の大部分につき、透明性を強く標榜されているにも拘らず、従来「公表しておりません」といった不合理な理由で実質的に回答を拒否されるか、抽象的な回答をするにとどまり、当社の株主の皆様及び当社が、本提案が当社の企業価値の向上に資するか否かを判断するために必要な判断材料を十分に取得することはできませんでした。

- ・ニデックの機械事業本部セグメントを構成する、ニデック本体の事業部並びにその子会社及び関連会社の名称と、同セグメントを構成する従業員数を具体的にご教示くださいとの質問（第2次質問状の質問1(5)）
- ・三菱重工工作機械、OKK、PAMA S.p.A.、及び TAKISAWA の各社において、ニデックによる買収前に取引関係があり、かつ、ニデックグループの競合である取引先のうち、買収後も取引が継続している取引先の割合を問う質問（第2次質問状の質問1(8)）
- ・OKKの2022年6月21日付け第164期有価証券報告書において、2022年3月31日時点のOKKの連結単位の従業員は813名と開示されているところ、ニデックオーケーのウェブサイトの「企業概要」のページには、「従業員数 約550名（2024年4月）」との記載があるが、これは従前、OKKが公表されていた連結単位での従業員数かを問う質問（第2次質問状の質問2(2)（第1次質問状の質問4(5)の再質問））

さらに、当社は、ニデックから、質問状への回答において、当社経営陣との直接の面談の場で説明したいので、かかる面談の場を設定してもらいたい旨強く要請されたことから、かかる要請に応じて、2025年3月4日、当社取締役及び本特別委員会委員らとニデックの副社長執行役員や専務執行役員等、計9名との面談を実施し、書面でご回答いただけなかった質問状記載の質問について尋ねましたが、上記の質問に対する具体的な数値のご説明も、当社を買収した場合の当社に生じる具体的なシナジー及び当社が懸念している顧客の皆様の離反等のディスシナジーに対する具体的な対応策の説明も十分にはいただけませんでした。

そこで、当社は、面談で十分にご回答いただけなかった点等を尋ねる質問状（以下「第3次質問状」といいます。）を送付しましたが、これに対するニデックの回答は面談で説明済みである旨の回答等に留まり、本提案が当社の企業価値の向上に資するか否かを判断するために必要な判断材料を十分に取得できていない状況に変わりはありませんでした。

したがって、当社としては、現時点で提供されている情報のみでは、当社の株主の皆様及び当社が、本提案が当社の中長期的な企業価値及び当社の株主の皆様共同の利益の向上に資するものかどうか及びその程度を判断することは極めて困難であり、今後の精査及び検討にはまだ相応の時間を要すると考えております。

- (7) 以上に加え、ニデックによる本公開買付けの条件には相当程度の強圧性が存する具体的な疑いがあり、本提案については当社の株主の皆様及び当社において慎重な検討が必要であること

- (a) 買付予定数の下限が 50%とされていること

本提案では、当社の完全子会社化を目的として実施される本公開買付けについて、買付予定株式数の上限は無し、下限は当社株式の総議決権数の 50%に相当する数である 11,694,400 株とされています。

しかしながら、これでは、本公開買付けは成立する一方で、それに対する応募株式数が当社の総株主の議決権の 3分の2を下回る結果、本公開買付け後において、ニデックによる当社の完全子会社化のための議案（スクイーズ・アウトのための議案。典型的には、スクイーズ・アウトのための株式併合に係る議案）が当社株主総会において可決されず、当社の株主の皆様が、ニデックが親会社となった状態における当社の少数株主として取り残される可能性が存するため、当社の株主の皆様は、本公開買付けの条件に不満があっても、それに応募せざるを得ない状況（かかる状況は、一般に「強圧性に晒された状況」と呼ばれます。）に置かれることになりかねません。

この点、2024年10月付けで金融庁が公表した「公開買付けの開示に関する留意事項について（公開買付開示ガイドライン）」には、第1-3-1の④として「公開買付けの目的と 買付予定数の上限及び下限が整合的か審査する。特に、全部取得を目的とする公開買付けにおいて、公開買付けの後において公開買付者及びその特別関係者が有する議決権が総株主の議決権の 3分の2を下回るおそれがある買付予定数の下限を設定する場合には、公開買付者において当該買付予定数の下限が買付け等の目的の達成のために必要かつ適当と考えた理由について、具体的に記載されているか審査する」〔下線・強調は当社〕とされているように、全部取得を目的とする公開買付けにおいては、一般株主に対する強圧性を防止する観点から、買付株式数の下限は総株主の議決権の 3分の2とすることが原則であると考えられます。したがって、本提案が当社の完全子会社化を目的とした提案であるにも拘らず、本公開買付けにおける買付予定数の下限を、（スクイーズ・ア

ウトのための株式併合に係る議案を株主総会で可決するために必要な総株主の議決権の3分の2を下回る) 当社株式の総議決権数の50%に相当する数とすることは、以下に述べるとおり、株主の皆様の本公開買付けに応募することを強いるものであり、株主の皆様を相当程度の強圧性に晒すものといわざるを得ません。

- (b) 本公開買付けの応募が下限近くに留まったとしてもスクイーズ・アウトに係る議案の可決が合理的に見込まれるとのニデックの主張に根拠がないこと

この点に関して、ニデックは、本意向表明書において、仮に本公開買付けへの応募が上記の下限近くに留まったとしても、国内パッシブ・インデックス運用ファンドや、当社関係者、当社の株式持ち合い先（以下「国内パッシブファンド等」といいます。）が（本公開買付けに応募しない前提で）株式併合に係る議案に対して「賛成の議決権を行使すると見込まれる」ため、所有割合に換算して約74.12%以上の賛成率で株式併合に係る議案の可決が合理的に見込まれると述べています。しかしながら、①上記のような株主が、本件において「賛成の議決権を行使すると見込まれる」とする合理的な根拠は一切述べられていないことや、②当社の株主の皆様及び当社が本提案の是非を熟慮するための十分な時間が確保できないような態様で本提案がなされた中で、少なくとも、現状においては、国内パッシブファンド等がニデックによる当社の完全子会社化に賛成すると推認すべき材料は特になくことからすると、ニデックの説明は、本公開買付けにおける買付予定数の下限を当社株式の総議決権数の50%に相当する数としても強圧性が生じないと考えることの合理的な理由にはなっておりません。実際に、当社の大株主のうち、公益財団法人工作機械技術振興財団（保有割合約3.77%）及び創業家一族3名（保有割合は合計約4.1%）が、本公開買付けに応募せず、スクイーズ・アウトに係る議案に反対する旨の書簡を金融庁に対して提出しており、保有割合にして少なくとも合計約8%の当社株主は本公開買付けに応募せず、スクイーズ・アウトに係る議案に反対する予定であることが判明しています。

また、③ニデックの TAKISAWA に対する同意なき買収提案の事案では、同事案に係る 2023 年 9 月 14 日付け公開買付届出書によれば本提案についてと同様に公開買付けの下限の設定につき三田証券株式会社からアドバイスを受けているにも拘らず、その公開買付けの下限を総株主の議決権の3分の2以上としなくとも、完全子会社化のためのスクイーズ・アウト議案が成立すると考えられる根拠として、いわゆる株式の持ち合い先は「本公開

買付けが成立して本臨時株主総会に移行した場合に、当該株主総会における本株式併合議案への特別決議への賛成票を投じると見込まれる株主」に含めていなかった一方で、本件ではなぜかこれを「株式併合議案への特別決議への賛成票を投じると見込まれる株主」に含めており、ニデックによる説明は一貫していません。のみならず、④TAKISAWA の事案では、パッシブ機関投資家株主が全て公開買付けに応募せず、しかしながら、スクイーズ・アウト議案には賛成するという前提が置かれており、本件でもそのような前提とされているところ、当社の株主対応アドバイザーである株式会社アイ・アール ジャパンからは、公開買付けの条件等によっては公開買付けへの応募を行う国内パッシブ・インデックス運用ファンドも一定数存在するとの報告を受けているほか、年金積立金管理運用独立法人（GPIF）のホームページ「国内株式の運用機関の公募について」において、「パッシブ運用においては、パッシブ運用として認められる一定水準のトラッキング・エラーの範囲の中で、ベンチマークに対する付加価値獲得の工夫を求めています」と掲載されていることから、一定水準のトラッキング・エラーを許容し、公開買付けに応募する国内パッシブ・インデックス運用ファンドも存在するものと思われま

す。さらに、ニデックは、本意向表明書において、スクイーズ・アウトの手法に株式併合を選択した案件において「公開買付け成立後の株式併合議案（スクイーズアウト議案）に係る公開買付主体以外の株主の議決権行使比率は、平時の定時株主総会の議決権行使比率に比して大きく低下すると考えられる」と述べていますが、これは、通常、株式併合を諮る株主総会の時点では公開買付者が既に議決権の3分の2以上を保有して株式併合議案が可決されることが明らかであるため、公開買付者以外の株主がわざわざ議決権行使をしないことを前提とした検討結果に過ぎず、公開買付けの下限が総株主の議決権の3分の2以上とされておらず、ニデックによる3分の2以上の獲得が保証されていない本公開買付けに関しては妥当しません。

- (c) 本公開買付けの買付期間に追加応募期間が設定されていることは強圧性を解消しないこと

ニデックは、本意向表明書において、本公開買付期間中に応募株式数が買付予定数の下限に達した場合には、速やかにその旨を公表し、当該公表日の翌営業日から起算して10営業日を確保できるように本公開買付期間を延長する（以下、延長された10営業日の公開買付期間を「追加応募期間」といいます。）旨記載しており、これにより本公開買付けの強圧性が相当程度、

解消されていると主張しています。

しかしながら、総議決権数の3分の2以上を取得しないと株主総会におけるスクイーズ・アウトの承認可決が確実とならない日本においては、TOBの成立・不成立と、スクイーズ・アウトの成立・不成立との組合せによって、取引の帰趨について3パターン（①TOBが成立+スクイーズ・アウトも成立、②TOBは成立+スクイーズ・アウトは不成立、及び③TOB自体が不成立）があり得るので、本公開買付けの下限が50%である以上、たとえ本公開買付けが成立しても、スクイーズ・アウトが不成立に終わり、少数株主として取り残される可能性が生じることから、当社の株主の皆様への強圧性が残ることは否定できません。それを措くとしても、日本の公開買付制度上は、英国やドイツの公開買付制度とは異なり、TOB期間中であれば、株主は公開買付けへの応募を自由に撤回し得る一方で、追加応募期間が設定されていようとも、本公開買付けは当社の総議決権の50%に相当する数の株式の応募があれば成立することに変わりありません。そのため、追加応募期間を経た場合でも、最終的に本公開買付け成立後にニデックが有する議決権が総株主の議決権の3分の2を下回り、スクイーズ・アウトのための株式併合に係る議案の可決が保証されない結果、応募しなかった当社株主が少数株主として取り残されるおそれは依然として存在します。

以上のことから、追加応募期間が設定されていることを踏まえても、本公開買付けの強圧性は解消されていないと考えております。

- (d) ニデックが、スクイーズ・アウトに係る議案が可決されなかった場合には、本公開買付価格と同額で当社株式の追加取得を行う予定であることは強圧性を解消しないこと

意向表明書には、本公開買付けの結果、当社株式の総議決権数の3分の2以上に当たる数の株式が取得できず、当社の株主総会においてスクイーズ・アウトに係る議案が可決されなかった場合には、ニデックは、議決権保有割合が3分の2以上となるまで当社株式の追加取得を行う（以下、かかる追加取得を「本追加取得」といいます。）旨が記載されています。

しかしながら、①これはあくまでも「予定」であって「誓約」ではないばかりか、②かかる追加取得の価格（以下「本追加取得価格」といいます。）については、「なお、上記追加取得において、公開買付者が株主の皆様に対して支払う対価は、本公開買付価格と比較して、当該追加取得に対応して売却する株主にとって経済的に同等と評価される価格（対象者が株式併合又は

株式分割等、支払う対価の調整を要する行為を行わない限り、1株あたり、本公開買付価格と同額」といたします」(本公開買付け予告プレス 12 頁)とされており、本追加取得価格は本公開買付価格と同額である(同額「以上」ではない)ことが明らかにされている他、③本追加取得の時期については、「対象者株式を追加取得して、当該株主総会の開催を要請する予定です(このような追加取得及びその後の株主総会による本株式併合の承認までに要する期間については、市況等の事情にもよるため、現時点では確定的な時期を特定することは困難であり、具体的な見込み時期が判明しましたらその旨お知らせいたします。)」とされており、本追加取得の時期は不明確です。したがって、「貨幣の時間的価値」(2025年1月24日付けで日本銀行が政策金利(短期金利である無担保コール翌日物レート)を0.25%から0.5%への引き上げていることを踏まえれば、貨幣の時間的価値は無視できません。)を勘案すれば、本追加取得の予定は本公開買付けの強圧性を解消するものではないと考えております。むしろ、あくまで総議決権数の3分の2以上の取得を目指して追加取得を行うこととした上で、本追加取得価格を本公開買付価格と同額とするということは、ニデックは本公開買付けにより当社の総議決権の過半数を得た後に、当社の株主総会の決定権を掌握したことを利用して、価格が不十分であるとして本公開買付けに応募しないという選択をしている株主に対しても、本公開買付け後に何らかの方法(例えば配当額の減少等)で本公開買付価格での売却に応じさせる可能性があるとも考えられ、かつ、当該可能性については、当社の株主の皆様が本公開買付けの時点で認識可能であることから、却って強圧性が増しているとすら考えられます。

上記(a)乃至(d)を踏まえ、本特別委員会及び当社取締役会は、第1次要望書及び第2次要望書、取締役会要望書、並びに、取締役会再要望書において、ニデックに対し、4回に亘り本公開買付けが持つ強圧性を払拭し、当社の株主の皆様の利益を保護するためにも、本公開買付けにおける買付予定株式数の下限を、当社の総議決権数の3分の2に相当する15,564,200株とするように繰り返し要請しました。しかしながら、ニデックは、このように当社が繰り返し強く要望しているにも拘らず、当初の提案どおり、本公開買付けの下限を、当社の総議決権数の50%に相当する数である11,694,400株とする方針を変更するつもりはないとの立場を頑なに変えていません。

当社としては、当社の株主の皆様の利益を守るためにも、このように相当程度の強圧性がある状態での本公開買付けの実施は適切ではないと考えており、引き続きニデックに対し本公開買付けの下限の引上げを要請していく所存ですが、並

行して、当社株主の皆様が少数株主として取り残されるおそれ（強圧性）がより小さい当社の完全子会社化を目的とする買収提案を模索すると共に、本提案については当社の株主の皆様及び当社において慎重な検討が必要であると考えております。

- (8) 本公開買付けの開始日を 2025 年 5 月 9 日とするように要請することはニデックの正当な利益を侵害するものではないこと

ニデックは、本 2 冒頭にも記載のとおり、本公開買付けの開始日を 2025 年 4 月 4 日とした理由について、当社や当社の株主の皆様等が本提案を検討する期間を確保しつつ、国内外の競争法及び外資規制に基づく手続に要すると見込まれる時間も踏まえて決定したと主張しておりますが、本公開買付けを同日に開始しなければならない客観的な必要性については何ら主張しておりません。また、上記 (7)(d) のとおり、ニデックが、本公開買付けの結果、当社株式の総議決権数の 3 分の 2 以上に当たる数の株式が取得できず、当社の株主総会において本件スクイーズ・アウトに係る議案が可決されなかった場合には本追加取得を行うとしつつ、本追加取得の時期を明確に示していないことから、ニデックにとって当社の完全子会社化の完了時期は重要ではないことも窺われます。

これに加えて、当社が要請する本公開買付け延期後の開始日は 2025 年 5 月 9 日であり、ニデックが予定する開始日からの延期期間は約 1 か月に留まることも鑑みれば、本公開買付けの開始を 5 月 9 日以降に延ばすために本対応方針を導入することは、ニデックの正当な利益を侵害するものとはいえないと考えております。

- (9) 本対応方針の導入

以上(1)乃至(8)のとおり、当社及び本特別委員会としては、ニデックが、当社が既に第三者提案に係る初期的な意向表明書を受領していることを何ら顧みず、当社の株主の皆様及び当社が本提案と第三者提案を比較検討した上で本提案の是非につき適切な判断をするために必要な時間を確保することなく、当初の予定のまま、本年 4 月 4 日に本公開買付けを開始することによって、当社の株主の皆様が熟慮に基づく合理的な判断を行う前提条件が整わないままに、本公開買付けに応募するか否かについての判断を迫られることになる結果、当社の中長期的な企業価値を反映せず、また、株主の皆様共同の利益を害する条件で本公開買付けに応募することを選択せざるを得ない具体的かつ切迫した懸念があると考えております。

当社は、ニデックに対して、引き続き、当社及び株主の皆様による熟慮に基づく合理的な判断の前提を尊重するよう、本公開買付けの開始時期について、真摯に協議を行って参る予定ですが、ニデックに、株主の皆様の熟慮に基づく合理的な判断に資するような十分な時間を確保させることを担保するような枠組みが存在しない中で、当社取締役会がニデックと十分な交渉力を確保した形で、本公開買付けの開始時期を含む本提案につき実効的な協議を行うことは極めて困難であり、その結果、ニデックによる本公開買付けにより、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化が妨げられるおそれは否定できないと認識しております。

そこで、当社は、ニデックによる本提案を受け入れるか否かの判断は、本指針に基づき、最終的には株主の皆様の合理的意思によってなされるべきものであるとの考え方の下、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益に反する事態が生じないよう、当社が法的拘束力のある第三者提案を受領し、当社株主の皆様が本提案と第三者提案を比較検討した上で熟慮に基づく合理的な判断を行うために合理的に必要な時間を最大限確保することを目的として、本対応方針を導入することといたしました。

上記の本対応方針の目的に照らし、当社は、①ニデックが実際に 2025 年 5 月 9 日以降に本公開買付けを開始した場合、又は②本公開買付けの開始前に、当社が、ニデック以外の第三者から、本提案よりも実質的に有利な条件と合理的に判断される第三者提案に係る法的拘束力のある最終的な意向表明書を受領したことを確認した場合には、株主の皆様が熟慮に基づく合理的な判断を行うための時間が確保されたものと考えられることから、そのいずれか早い時期において、本対応方針を直ちに廃止いたします。

なお、会社法及び金商法その他の法律、それらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等並びに当社株式等が上場されている金融商品取引所の規則等（以下「法令等」と総称します。）に改正（法令等の名称の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。以下同じです。）があり、これらが施行された場合には、本対応方針において引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、これらの法令等の各条項を実質的に継承する当該改正後の法令等の各条項にそれぞれ読み替えられるものとします。

I. 会社の支配に関する基本方針

当社は、経営支配権の異動は、企業活動・経済の活性化にとって有効な手段の一つであり、当社株式の大規模買付行為が開始された場合において、これを受け入れるか

どうかは、原則として、株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為又はこれに関する提案のなかには、当社の株主の皆様や取締役会が買付けや買収提案の内容等について検討し、当社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な時間・情報を与えないものや、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を毀損するおそれのあるもの、株主の皆様が当社株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等も想定されます。

したがって、当社は、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、当社株式の大規模買付行為等を行おうとする者に対しては、株主の皆様がその是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて独立性を有する社外役員の意見を尊重した上で取締役会の意見等を開示し、株主の皆様が検討等に必要な情報と時間の確保に努めるなど、金商法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、その時々において適宜適切な措置を速やかに講じてまいります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本的な考え方は以上のとおりであり、当社取締役会といたしましては、大規模買付者が大規模買付行為等を実行するに際しては、最終的には、当該大規模買付行為等の目的や内容等の詳細を検討し、その是非を判断するのに必要な時間と情報とが株主の皆様に対して事前に十分提供された上で、当社の株主の皆様が、当該大規模買付行為等を実行することに同意されることが条件となるべきものと考えております。かかる観点から、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する限り、当社取締役会が当該大規模買付行為等を阻止することはありません。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合において、当社取締役会が本対応方針に基づく対抗措置を発動するにあたっては、当社の株主の皆様によるこのような検討及び判断の場として、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催することといたします。そして、株主意思確認総会において、株主の皆様が、当該大規模買付行為等に賛同する意思を表明された場合には（当該意思は、当該大規模買付行為等が行われた場合に当社が所定の対抗措置を講じることについての承認議案が、株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成によって可決されるか否かを通じて表明されるものとさせていただきます。）、**当社取締役会といたしましては、当該大規模買付行為等が、株主意思確認総会において開示された条件及び内容等に従って行われる限り、それを実質的に阻止するための行為を行いません。**

したがって、本対応方針に基づく対抗措置（具体的には新株予約権の無償割当て）は、大規模買付者が下記Ⅲ 3に定める手続を遵守せず、大規模買付行為等（当社株券等の追加取得を含みます。）を実行しようとする場合であって、特別委員会による答申を最大限尊重した上で、かつ、株主意思確認総会による承認（追認を含みます。）

が得られた場合にのみ発動されます。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益向上に向けた取組み

(1) 経営理念

当社は、創業以来一貫して工作機械の専門メーカーであり、基幹産業としての自負を持って歩んできました。そして、長年にわたって工作機械の真髄を「クオリティ・ファースト」と位置づけ、下記のとおり経営理念に掲げております。

「信頼こそ企業の存立基盤です。マキノは、使う人、売る人、造る人、みんなが信頼し合えることを願い、全ての製品とサービス、自らの組織と社員のあり方において『クオリティ・ファースト』を追求します。」

(2) 経営戦略

工作機械産業の戦略の要諦は、短期間に変化する事業環境に適切に対応することにあります。また一方で、身近な日用品から大型旅客機まで幅広い製造業の顧客を対象としており、戦略によって経営の成果が大きく変わります。その中において、以下の点を基本方針としております。

- 1) 市場が求める高品位・高精度な工作機械をいち早く投入できるよう開発体制を強化する。
- 2) 安定して高品位・高品質な工作機械を製造する環境を実現しつつ、需要の変化と増減に柔軟に対応できる効率的な生産体制を確立する。
- 3) 工作機械のユーザーである製造業の生産拠点の世界的な広がりに対応して、海外のグループ各社と有機的に連携し、営業及びサービス拠点の拡大と充実を図る。

これらについて積極的な投資を継続することにより、厳しい環境下にあっても収益を確保し得る強固な企業体質の確立を目指しております。

(3) 企業価値向上を図る積極的な施策

当社は、企業価値向上を図る積極的な施策として、以下の4つの課題に取り組んでおります。

- 1) 収益性の向上
お客様のニーズに対応する高付加価値な製品開発やサービス強化、自動化などの合理化投資による生産性の向上に取り組んでいきます。
- 2) 資産効率の向上
棚卸資産回転率の改善により CCC（キャッシュ・コンバージョン・サイクル）の短縮を図ると共に、政策保有株式の縮減や有利子負債の活用を進めていきます。
- 3) 充実した株主還元
収益性・資産効率の向上によりキャッシュを創出し、安定的かつ継続的な配当による利益還元、機動的な株主還元を実施していきます。
- 4) サステナビリティの拡充
グローバル人材育成のための積極的な人的資本投資や、気候変動問題への対応に向けた様々な環境施策をグループ一丸となり進めていきます。

2. コーポレート・ガバナンスに関する取り組み

当社は、コーポレート・ガバナンスを、企業理念や経営の基本方針に沿って、様々なステークホルダーに配慮しながら中長期的に企業価値を向上させるための施策の一つと考えております。工作機械産業は業績の変動が極めて大きいことを踏まえ、下記のガバナンス基本方針を踏まえて、効果的かつ効率的なコーポレート・ガバナンスの構築を目指します。

- 1) 株主の皆様への権利及び平等性が確保されるよう適切な対応を行うと共に、その権利行使が適切に行えるよう環境の整備に努めます。
- 2) 中長期的な企業価値の向上に貢献する、様々なステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- 3) 利用者にとって正確でわかりやすい財務情報及び非財務情報を提供できるよう、適切な情報開示と透明性の確保に努めます。
- 4) 中長期的な企業価値の向上に資するよう、取締役会の役割と責務を適切に果たすように努めます。
- 5) 中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主の皆様との建設的な対話に努めます。

（企業統治の体制）

当社は企業統治の体制として、監査役会制度を採用しており、取締役会と監査役会による業務執行監督及び監視を行っております。取締役会は、社長を議長とし、取締役8名で構成されており、社外取締役4名は独立社外取締役です。そして、社外監査

役2名を含む監査役3名も取締役会に出席し、取締役の業務執行を監査する体制となっており、社外監査役はいずれも独立社外監査役です。さらに、取締役及び執行役員の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性を強化するため、取締役会の下に指名・報酬委員会を任意に設置し、指名・報酬に係る協議を行っております。委員会は取締役6名で構成し、委員会の独立性及び中立性を確保するためにうち4名を独立社外取締役とし、委員長には独立社外取締役である委員が就任しております。

(監査役監査及び内部監査)

監査役監査は、社外監査役2名（うち1名は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。）を含む監査役3名が、取締役会への出席、当社及びグループ子会社の社員との意見交換、会計監査人との定期的な会合等、関係者と相互に連携して十分な情報を収集し、法令等に従って行っております。また、内部監査室は、内部監査結果について会計監査人及び監査役に報告する等、相互に連携することにより、会計監査人及び監査役が当社の内部統制に関する理解を深め、より効率的、効果的な監査が行なわれるよう努めております。

(その他)

上記の他、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレート・ガバナンスの強化に鋭意取り組んでおります。当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細につきましては、当社コーポレート・ガバナンス報告書（2024年6月21日）をご参照ください。

Ⅲ 本対応方針の内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

1. 本対応方針導入の目的

本対応方針は、当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様共同の利益を最大化することを目的として、上記Ⅰ「会社の支配に関する基本方針」に沿って導入されるものです。

当社取締役会は、大規模買付行為等がなされることを受け入れるにあたっての判断についても、当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、最終的には株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そして、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるにあたっての判断を適切に行うためには、大規模買付者からの十分な情報提供及び株主の皆様における検討時間を確保することが必要であると考えております。

以上の認識に基づき、当社取締役会は、大規模買付行為等がなされるに際して、当該大規模買付行為等が当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を妨げるものであるか否かを、当社の株主の皆様が事前に十分な情報に基づいて判断されることを可能にすべく、その前提として、大規模買付者に対して所要の情報を提供するように求めると共に、かかる情報に基づいて株主の皆様が当該大規模買付行為等の実行の是非を熟慮されるために要する時間を確保する枠組みとして、大規模買付行為等がなされる場合に関する手続として、以下のとおり、本対応方針を決定いたします。かかる手続は、株主の皆様に対し、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報及び時間を提供するためのものであり、当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様共同の利益の最大化に資するものであると考えております。

それ故、当社取締役会は、大規模買付者に対して、本対応方針に従うことを求め、当該大規模買付者が本対応方針に従わない場合には、当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様共同の利益の最大化を図る観点から、特別委員会の意見・答申を最大限尊重した上で、株主意思確認総会による承認（追認を含みます。）が得られた場合にのみ、一定の対抗措置を講じる方針です。

なお、本対応方針は、上記のとおり、当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様共同の利益の最大化を図る観点から、ニデックによる本提案に基づく本公開買付けその他の当社株券等を対象とする大規模買付行為等に対して一定の手続を定めることが必要であるとの判断の下、当社取締役会においてその導入を決定しました。

2. 本対応方針の対象となる行為及び対象者

本対応方針において、「大規模買付行為等」とは、

- ① 特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為（公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。以下同じです。）、
- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為、又は
- ③ 上記①又は②に規定される各行為の実施の有無に拘らず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注4）を樹立するあらゆる行為（注5）（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主

と当該他の株主の株券等保有割合の合計が 20%以上となるような場合に限りま
す。)

であると合理的に判断される行為を意味し（いずれも事前に当社取締役会が同意した
ものを除きます。）、「大規模買付者」とは、大規模買付行為等を自ら単独で又は他
の者と共同ないし協調して行う又は行おうとする者を意味します。

(注1) 「特定株主グループ」とは、(i)当社の株券等（金商法第 27 条の 23 第 1 項に規定
する株券等をいいます。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者
をいい、同条第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保
有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づ
き共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じです。）、(ii)当社の株券等
（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第
27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行わ
れるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第 27 条の 2 第 7 項
に規定する特別関係者をいいます。以下同じです。）、並びに(iii)上記(i)又は(ii)
に当たる者の関係者（これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約
を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的
利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、公認会計士、税理士、コン
サルタントその他のアドバイザー又はこれらの者が実質的に支配し若しくはこれ
らの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者
をいいます。）を意味します。

(注2) 「議決権割合」とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株
主グループが当社の株券等（金商法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をい
います。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合
（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合にお
いては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等
の数をいいます。）も計算上考慮されるものとしします。）又は(ii)特定株主グ
ループが当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいま
す。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う
者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株
券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。当該議決権割合の計算上、(イ)同
法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者、(ロ)当該特定の株主との間でフィ
ナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金
融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人、主幹事証券会社、弁護士、公認
会計士、税理士、コンサルタントその他のアドバイザー、並びに(ハ)上記(イ)及び
(ロ)に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引

(ToSTNeT-1)により当社株券等を譲り受けた者は、本対応方針においては当該特定の株主の共同保有者とみなします。また、当該議決権割合の計算上、共同保有者（本対応方針において共同保有者とみなされるものを含みます。以下同じです。）は、本対応方針においては当該特定の株主の特別関係者とみなします。なお、当社の株券等保有割合又は株券等所有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）及び総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

- (注3) 「株券等」とは、金商法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。
- (注4) 「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買い上がりの状況、当社株券等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループ及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。
- (注5) 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、特別委員会の答申に基づき、当社取締役会が合理的に判断するものとします（この判断にあたっては、特別委員会の答申を最大限尊重するものとします。）。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。
- (注6) 「関係者」とは、上記①乃至③のいずれかに該当する者から市場外の相対取引若しくは東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）（但し、公開買付けによる場合を除く。）により当社株式を譲り受けた者、これらの者（上記①乃至③のいずれかに該当する者を含みます。以下本（注6）において同じです。）との間にフィナンシャル・アドバイザー契約ないし公開買付代理人契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関、これらの者のために行動する弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他のアドバイザー、その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、又はこれらの者が実質的に支配し、若しくはこれらの者と共同ないし協調して行動する全ての者をいいます。なお、組合その他のファンドに係る「関係者」の判断においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情を勘案するものとします。

なお、ニデックによる本公開買付けは、ここで定義した大規模買付行為等に明らかに該当することから、ニデックは大規模買付者に該当します。したがって、ニ

デックが本公開買付けにより当社株式を取得するにあたっては、本対応方針において規定された手続に従っていただく必要があります。

3. 大規模買付行為等がなされた場合における手続

大規模買付ルール of 具体的内容は、以下のとおりです。

(1) 意向表明書の提出

大規模買付者には、当社取締役会が別途認めた場合を除いて、大規模買付行為等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、大規模買付者を含む特定株主グループにおいて大規模買付ルールを遵守しかつ遵守せしめることを当社取締役会に対して誓約する旨の大規模買付者代表者による署名又は記名捺印のなされた書面及び当該署名又は記名捺印を行った代表者の資格証明書（これらを併せて、以下「意向表明書」と総称します。）を、当社社長宛てに提出していただきます。当社社長は、上記の意向表明書を受領した場合、直ちにこれを当社取締役会及び特別委員会に提出します。

意向表明書には、大規模買付ルールを遵守する旨の誓約の他、以下の事項を明示していただきます。なお、意向表明書における使用言語は日本語に限ります。

- ① 大規模買付者の概要
 - (i) 氏名又は名称
 - (ii) 住所又は本店、事務所等の所在地
 - (iii) 設立準拠法
 - (iv) 代表者の氏名
 - (v) 日本国内における連絡先
- ② 大規模買付者を含む特定株主グループの各構成者が現に保有する当社の株券等の種類及び数
- ③ 意向表明書提出前 60 日間における大規模買付者を含む特定株主グループの各構成者の当社株式の取引状況並びに企図されている大規模買付行為等の概要等

当社は、大規模買付者から意向表明書の提供があった場合、当社取締役会又は特別委員会が適切と認める事項について、適用のある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

なお、本公開買付けについては、ニデックが当社取締役会に対し 2024 年 12 月 27 日付けで本意向表明書を提出した事実をもって、意向表明書の提出とみなすものとします。

(2) 大規模買付者に対する情報提供要求

当社取締役会及び特別委員会が意向表明書を受領した日から5営業日（初日は算入されないものとします。以下全て同じです。）以内に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、次の①から⑩までに掲げる情報（以下「大規模買付情報」と総称します。）を提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、直ちにこれを特別委員会に対して提供します。なお、**本公開買付けについては、ニデックが当社取締役会に対し2024年12月27日付けで本意向表明書を提出した事実をもって、当社取締役会が意向表明書を受領した日から5営業日以内における大規模買付情報の提供とみなすものとしますが、本特別委員会又は当社が本意向表明書に記載された情報以外の情報で別途必要と判断した情報（追加の大規模買付情報）については、適宜書面をもって提出していただくこととします。**

当社取締役会又は特別委員会が、大規模買付者から当初提供を受けた大規模買付情報だけでは、当該大規模買付者を含む特定株主グループが行う大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が熟慮に基づき合理的に判断することや、当社取締役会及び特別委員会が当該大規模買付行為等に対する賛否の意見を形成し（以下「意見形成」といいます。）、又は代替案を立案し（以下「代替案立案」といいます。）、株主の皆様に対して適切に提示することが困難であると判断した場合には、合理的な期間（当社取締役会及び特別委員会が意向表明書を受領した日から60営業日以内とし、以下「必要情報提供期間」といいます。）を定めた上で、当該定められた具体的な期間内に、株主の皆様による熟慮に基づく合理的な判断並びに当社取締役会及び特別委員会による意見形成及び代替案立案のために必要な追加の大規模買付情報の提供を、随時、大規模買付者（及び必要な場合には特定株主グループに属するその他の者）に対して要求することができるものとします。但し、大規模買付情報の具体的な内容は大規模買付行為等の内容及び規模によって異なることもあり得るため、当社取締役会は、大規模買付行為等の内容及び規模並びに大規模買付情報の具体的な提供状況を考慮して、必要情報提供期間満了時まで提供された情報が、株主の皆様による熟慮に基づく合理的な判断並びに当社取締役会及び特別委員会による意見形成及び代替案立案のために不十分と認められる場合には、特別委員会の答申に基づき、必要情報提供期間を最長30営業日延長することができるものとします。これらの場合、当社取締役会は、特別委員会の意見を最大限尊重するものとします。

本公開買付けについては、当社は、第1次質問状、第2次質問状及び第3次質問状並びに本特別委員会及び当社経営陣によるニデックとの面談を通じて、ニデックに対し追加の大規模買付情報の一部につき提供を求めています。

当社取締役会又は特別委員会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合（なお、提供を要求した情報の一部が提出されない場合においても、不提出につき合理的な説明がなされていると判断した場合には、大規模買付情報の提供が完了したものと取り扱う場合があります。）又は必要情報提供期間が満了した場合には、当社は、適用のある法令等及び金融商品取引所規則に従って直ちにその旨を株主の皆様に対して開示します。なお、下記(3)に記載のとおり、当該開示の日の翌日から、取締役会評価期間（下記(3)で定義します。）が起算されることとなります。さらに、当社は、当社取締役会又は特別委員会の決定に従い、大規模買付者（及び必要な場合には特定株主グループに属するその他の者）から当初又は追加で提供を受けた大規模買付情報の受領後の適切な時期に、大規模買付情報のうち当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを当社の株主の皆様が熟慮に基づき合理的に判断するために必要と認められる情報を、適用のある法令等及び金融商品取引所規則に従って原則として適時適切に開示します。

大規模買付ルールに基づく大規模買付情報の提供その他当社への通知、連絡における使用言語は日本語に限ります。

なお、上記頭書1のとおり、①ニデックが実際に 2025 年5月9日以降に本公開買付けを開始した場合、又は②本公開買付けの開始前に、当社が、ニデック以外の第三者から、本提案よりも実質的に有利な条件と合理的に判断される第三者提案に係る法的拘束力のある最終的な意向表明書を受領したことを確認した場合には、それらのいずれか早い時期において、本対応方針を直ちに廃止いたします。そのため、上記①又は②に該当する場合には、本公開買付けに対して、大規模買付情報の提供が本(2)に定める手続に従っていないことを理由として本対応方針に基づく対抗措置（以下「本対抗措置」といいます。）が発動されることはありません。

- ① 大規模買付者を含む特定株主グループ及びそのグループ会社等（主要な株主又は出資者（直接であるか間接であるかを問いません。以下同じです。）及び重要な子会社・関連会社並びに共同保有者及び特別関係者を含み、大規模買付者を含む特定株主グループがファンド若しくはその出資に係る事業体（日本法に基づいて設立されたものであるか外国法に基づいて設立されたものであるかを問わず、法形式の如何を問いません。以下「ファンド等」といいます。）である場合又は大規模買付者を含む特定株主グループが実質的に支配若しくは運用するファンド等が存する場合はその主要な組合員、出資者その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じです。）の概要（具体的名称、住所、設立準拠法、資本構成、出資先、出資先に対する出資割合、事業内容、財務内容、投資方針の詳細、過去10年以内における投

融資活動の詳細、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」といいます。）第 26 条第 1 項に規定される「外国投資家」への該当性の有無及びその根拠となる情報、過去 10 年以内における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）、当社の事業と同種の事業についての経験及び今後の競業可能性等の詳細に関する情報並びに役員の氏名、略歴及び過去 10 年以内における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）を含みます。）

- ② 大規模買付者を含む特定株主グループ及びそのグループ会社等の内部統制システム（グループ内部統制システムを含みます。以下同じです。）の具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況
- ③ 大規模買付者を含む特定株主グループ及びそのグループ会社等による、当社株券等の保有状況、当社株券等又は当社若しくは当社グループの事業に関連する資産を原資産とするデリバティブその他の金融派生商品の保有状況及び契約状況並びに当社株券等の貸株、借株及び空売り等の状況
- ④ 大規模買付者を含む特定株主グループ及びそのグループ会社等が既に保有する当社株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている当社株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ⑤ 大規模買付者を含む特定株主グループが大規模買付行為等において取得を予定している当社株券等に関し担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容
- ⑥ 大規模買付行為等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為の後における当社株券等の第三者への譲渡等又は重要提案行為等を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為等の対象となる株券等の種類、数及び大規模買付行為等に係る買付け等を行った後における当社株券等の株券等所有割合、大規模買付行為等の対価の種類及び価額、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等及び関連する取引の実現可能性（大規模買付行為等を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容）、大規模買付行為等完了後の当社株券等の保有及び処分に係る方針、並びに当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為等の方法の適法性については

資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。)

- ⑦ 大規模買付行為等に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じです。）の有無並びに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容並びに当該第三者の概要
- ⑧ 大規模買付行為等に係る買付け等の対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定機関の名称と当該算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの額及びその算定根拠、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称及び当該第三者に関する情報、意見の概要並びに当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- ⑨ 大規模買付行為等に係る買付け等の資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者（直接であるか間接であるかを問いません。）を含みます。）の具体的な名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無及び内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容並びに関連する取引の具体的な内容を含みます。）
- ⑩ 大規模買付行為等の完了後に企図する当社及び当社グループの経営方針、大規模買付行為等の完了後に派遣を予定している取締役候補及び監査役候補の経歴その他の詳細に関する情報（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての知識及び経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策（自社株買いにに関する方針を含みます。）、配当政策及び資産活用策等（大規模買付行為等完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）
- ⑪ 大規模買付行為等完了後における当社及び当社グループの役員、従業員、労働組合、取引先、顧客、地域関係者（工場や倉庫その他の施設ないし設備等が所在する地方公共団体を含みます。）その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑫ 大規模買付者ないし特定株主グループと当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- ⑬ 大規模買付者を含む特定株主グループ及びそのグループ会社等（その役職員等を含みます。）と反社会的勢力ないしテロ関連組織との取引状況その他の関連性の有無（直接であるか間接であるかを問いません。）及び関連性がある場合にはその関連性に関する詳細、並びにこれらに対する対処方針
- ⑭ 大規模買付行為等に適用される可能性のある外為法その他の国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき私的独占の禁止

及び公正取引の確保に関する法律、外為法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の蓋然性（なお、これらの事項につきましては、関係する法域における資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）

- ⑮ 大規模買付行為等完了後における当社グループの経営に際して必要な国内外の各種法令等に基づく許認可維持の可能性及び国内外の各種法令等の規制遵守の可能性
- ⑯ その他当社取締役会又は特別委員会が合理的に必要と判断し、当社が意向表明書を受領した日から5営業日以内（大規模買付者が本対応方針導入時点で既に当社取締役会に対し意向表明書を提出している場合には本対応方針を導入した日から5営業日以内）に書面により大規模買付者に対して要求した情報

(3) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付者（及び必要な場合には特定株主グループに属するその他の者）が開示した大規模買付行為等の内容に応じて、下記①又は②の期間（いずれも大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会若しくは特別委員会が判断した旨又は必要情報提供期間が満了した旨を当社が開示した日の翌日から起算されるものとします。）を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。大規模買付行為等は、本対応方針に別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。なお、当該取締役会評価期間は、当社の事業内容の評価、検討の困難さや、意見形成、代替案立案等の難易度等を勘案して設定されたものであり、本意向表明書が事前の打診や連絡が全くないままに提出されたことに鑑み、暦日ではなく営業日をベースとしております。

- ① 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合：最長 60 営業日
- ② 上記①を除く大規模買付行為等が行われる場合：最長 90 営業日

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大規模買付者（及び必要な場合には特定株主グループに属するその他の者）から提供された大規模買付情報に基づき、当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、企図されている大規模買付行為等に関して評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとします。当社取締役会がこれらを行うにあたっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にあ

る専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得るものとします。なお、当該費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

特別委員会が取締役会評価期間内に下記(5)記載の答申を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、特別委員会の答申に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最長30営業日（初日は算入されないものとします。）延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を、適用のある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

なお、上記頭書1のとおり、①ニデックが実際に 2025 年5月9日以降に本公開買付けを開始した場合（又は②本公開買付けの開始前に、当社が、ニデック以外の第三者から、本提案よりも実質的に有利な条件と合理的に判断される第三者提案に係る法的拘束力のある最終的な意向表明書を受領したことを確認した場合）には、株主の皆様が熟慮に基づく合理的な判断を行うための時間が確保されたものと考えられ、本対応方針が直ちに廃止されることとなりますので、取締役会評価期間の終了日が5月9日以降となることはありません。

(4) 特別委員会への諮問

当社取締役会は、大規模買付行為等に対する対抗措置の発動等に関する当社取締役の恣意的判断を排除するため、既に設置されており、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役4名から構成される本特別委員会を活用することといたします。当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、本特別委員会に対し対抗措置の発動の是非を諮問し、本特別委員会は当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様共同の利益を確保し、向上させるという観点から、大規模買付行為等について慎重に評価・検討を行った上で、対抗措置の発動の是非について判断することといたします。

特別委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び特別委員会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得ること等ができるものとします。なお、当該助言を得るに際して要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

なお、ニデックによる本提案を検討するために設置された本特別委員会の現任の委員の氏名及び略歴は別紙2のとおりです。本対応方針に関する本特別委員会

の決議は、原則として決議に参加することのできる特別委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。但し、特別委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

(5) 特別委員会の答申手続及び当社取締役会による決議

(a) 特別委員会の答申

特別委員会は、取締役会評価期間内に、次の①から③までに定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為等に関する答申を行うものとします。当該答申がなされた場合、当社は、特別委員会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用のある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

① 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者を含む特定株主グループが大規模買付ルールに重大な違反を行ったと特別委員会が認定した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日（初日は算入されないものとします。以下「是正期間」といいます。）以内に当該違反が是正されない場合には、特別委員会は、当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保又は向上のために対抗措置を発動する必要がないことが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為等に対する対抗措置の発動、及び、対抗措置の発動その他必要と考える事項について株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認（追認を含みます。）すべきことを答申します（当該違反が是正されないことが明らかである場合においては、是正期間経過前においても、同様の内容を答申します。）。この場合、当社取締役会は、当該答申を最大限尊重した上で、株主意思確認総会において大規模買付行為等に対する当該対抗措置の発動の要否や内容等について賛否を諮る形式により株主の皆様の意思を確認し、当該対抗措置の発動等についてご承認が得られた場合には、かかる株主の皆様のご意思に従い、対抗措置の発動を決議できるものとします。

なお、上記頭書1のとおり、当社は、ニデックに対し、本公開買付

けの開始を 2025 年 5 月 9 日以降とすることを再三再四求めているところ、ニデックが本公開買付けを開始したときで、かつ、①本公開買付けの開始日が 2025 年 5 月 9 日以降であった場合、及び②本公開買付けの開始前に、当社が、ニデック以外の第三者から、本提案よりも実質的に有利な条件と合理的に判断される第三者提案に係る法的拘束力のある最終的な意向表明書を受領したと確認した場合のいずれにも該当しないときは、ニデックが上記(3)に定める手続に違反して大規模買付行為等を取締役会評価期間終了前に開始したこととなり、本公開買付けは大規模買付ルールを遵守しなかったものとなることから、本特別委員会は、対抗措置を発動すべきではないと考える特段の事情がない限り、当社取締役会に対して、本公開買付けに対する本対抗措置の発動その他必要と考える事項について、株主意思確認総会（なお、ニデックによる本提案との関係では、原則として本年 6 月に開催することを予定している当社定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）を、本対応方針にいう「株主意思確認総会」とみなすこととします。）において株主の皆様意思を確認（追認を含みます。）すべきことを答申するものとし、当社取締役会は、かかる答申に従って、株主意思確認総会において本対抗措置の発動を承認する旨の議案その他必要な議案を付議するものとします。

② 大規模買付ルールが遵守された場合

上記頭書 1 のとおり、①ニデックが実際に 2025 年 5 月 9 日以降に本公開買付けを開始した場合、又は②本公開買付けの開始前に、当社が、ニデック以外の第三者から、本提案よりも実質的に有利な条件と合理的に判断される第三者提案に係る法的拘束力のある最終的な意向表明書を受領したことを確認した場合には、株主の皆様が熟慮に基づく合理的な判断を行うための時間が確保されたものと考えられることから、それらのいずれか早い時期において、本対応方針を直ちに廃止いたします。そのため、本公開買付けについては、ニデックが大規模買付ルールを遵守する限り、本特別委員会が対抗措置の発動を答申することはありません。

③ 特別委員会によるその他の答申等

特別委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を答申した後

であっても、大規模買付行為等が撤回された場合その他当該答申の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の中止又は発動の停止の答申を行うことができるものとし、また、当社取締役会に対して株主意思確認総会における株主の皆様意思を確認すべきことを答申した後であっても、大規模買付行為等が撤回された場合その他当該答申の判断の前提となった事実関係に変動が生じた場合には、これと異なる内容の答申を当社取締役会に対して行うことができるものとし、

また、特別委員会は、当社取締役会に対して、上記の他、適宜、当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から適切と判断した内容の答申を行うことができるものとし、

(b) 当社取締役会による決議

当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、特別委員会の答申を最大限尊重した上で、対抗措置の発動又は不発動、下記(c)の方法による株主意思確認総会の招集その他必要な決議を、本対応方針所定の手続に従って遅滞なく行うものとし、なお、対抗措置の発動は、株主意思確認総会において大規模買付行為等に対する当該対抗措置の発動の要否や内容等について賛否を諮る形式により株主の皆様意思を確認（追認を含みます。）し、当該対抗措置の発動等についてご承認が得られた場合に限るものとし、

また、①ニデックが実際に本公開買付けを 2025 年 5 月 9 日以降に開始した場合、又は②本公開買付けの開始前に、当社が、ニデック以外の第三者から、本提案よりも実質的に有利な条件と合理的に判断される第三者提案に係る法的拘束力のある最終的な意向表明書を受領したと確認した場合に、本対応方針は直ちに廃止することになるため、本公開買付けについては、ニデックが大規模買付ルールを遵守する限り、対抗措置を発動しません。

なお、当社取締役会は、特別委員会から当社取締役会に対する対抗措置の発動の答申が行われた後であっても、大規模買付行為等が撤回された場合その他当該答申の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の決定を行うことができるものとし、

これらの決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用のある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

(c) 株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、特別委員会から大規模買付行為等に対する対抗措置発動の答申を受けた場合には、当該答申を最大限尊重した上で、可及的速やかに株主意思確認総会を招集し、大規模買付行為等に対する当該対抗措置の発動の要否や内容等について、株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成によって承認されるか否かを通じて、株主の皆様の意思を確認するものとします。

この場合には、大規模買付行為等は、株主意思確認総会における対抗措置の発動議案の否決及び当該株主意思確認総会の終結後に行われるべきものとします。当該株主意思確認総会において本対応方針による対抗措置の発動承認議案が株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成によって可決された場合、当社取締役会は、当該大規模買付行為等に対して、本対応方針による対抗措置発動の決議を行うこととします。また、株主意思確認総会において、本対応方針による対抗措置の発動承認議案が株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成を得られず否決された場合、当社取締役会は、当該対抗措置の発動を行いません。

当社は、株主意思確認総会を開催する場合には、議決権を行使できる株主の範囲の詳細、議決権行使の基準日、当該株主意思確認総会の開催日時等の詳細について、適時適切な方法によりお知らせします。

なお、①ニデックが本公開買付けを開始した場合であって、本公開買付けの開始日が 2025 年 5 月 9 日以降であった場合、及び②本公開買付けの開始前に、当社が、ニデック以外の第三者から、本提案よりも実質的に有利な条件と合理的に判断される第三者提案に係る法的拘束力のある最終的な意向表明書を受領したと確認した場合のいずれにも該当しない場合には、上記(a)①記載のとおり、本特別委員会は、本対抗措置を発動すべきではないと考える特段の事情がない限り、当社取締役会に対して、本対抗措置の発動その他必要と考える事項について株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認（追認を含みます。）すべきことを答申するものとし、当社取締役会は、かかる答申に従って、株主意思確認総会において、本対抗措置の発動を承認する旨の議案その他必要な議案を付議するものとし、それらの議案が株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成によって承認されるか否かを通じて、株主の皆様の意思を確認するものとします。

(6) 大規模買付情報の変更に伴う大規模買付ルールの再適用

上記(2)の規定に従い、当社が大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、当社取締役会又は特別委員会が、大規模買付者を含む特定株主グループによって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、当社は、その旨及びその理由並びにその他適切と認められる情報を、適用のある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示することにより、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為等（以下「変更前大規模買付行為等」といいます。）について大規模買付ルールに基づき進めてきた手続を中止し、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為等を変更前大規模買付行為等とは別個の大規模買付行為等として取り扱い、大規模買付ルールを改めて適用するものとします。

4. 対抗措置の具体的内容

当社は、本対応方針に基づき発動する大規模買付行為等に対する対抗措置として、会社法第 277 条以下に規定される新株予約権の無償割当て（以下、単に「無償割当て」といいます。）を行うことを想定しています（以下、対抗措置により割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）。但し、会社法その他の法令及び当社の定款が取締役会の権限として認めるその他の措置を講じることが相当と判断される場合には、当該その他の措置を講じることがあり得るものとします。

なお、当社は、対抗措置として機動的に本新株予約権の無償割当てができるように、当社取締役会で決議して本新株予約権に係る発行登録を行う可能性があります。

本新株予約権の無償割当ての概要は別紙3に記載のとおりであり、(i)「例外事由該当者」（特定株主グループに属する大規模買付者、特定株主グループに属する大規模買付者以外の者のうち当社取締役会が特別委員会の答申を踏まえて所定の手続に従って定める一定の者、それらの者の共同保有者及び特別関係者、並びに以上の者が実質的に支配し、又は以上の者と共同ないし協調して行動する者として特別委員会の答申を踏まえて当社取締役会が認めた者等をいいます。以下同じです。）による権利行使は認められないとの差別的行使条件、ないし(ii)例外事由該当者以外の株主が所有する新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、例外事由該当者が所有する新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使条件、取得条項、行使期間等を設けることがあります。

なお、本対応方針に基づいて本公開買付けに対してなされることになる本対抗措置の内容は、本新株予約権の無償割当てとします。

5. 有効期間、廃止・変更等について

本対応方針の有効期間は、本日から1年間とします。但し、有効期間の満了時において、特定株主グループにより大規模買付行為等が実施されるおそれが継続している場合には、当社取締役会が特別委員会の答申を踏まえて当該おそれが消滅したと合理的に判断する時まで、本対応方針は有効に継続するものとします。また、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

また、本対応方針の有効期間中であっても、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を中長期的に確保し、向上させるという観点から、随時本対応方針の見直しを行い、当社株主総会でご承認をいただいた上で、本対応方針を修正し、又は変更する場合があります。但し、本対応方針の有効期間中であっても、当社取締役会は、法令、裁判例、ガイドライン、金融商品取引所規則等の新設又は改廃を踏まえて本対応方針を修正し、又は変更することが適切と判断する場合、誤字脱字等の理由により本対応方針の字句の修正を行うことが適切と判断する場合等、株主の皆様が不利益を及ぼさない場合には、必要に応じて特別委員会の承認を得た上で、当社株主総会のご承認を経ずに、本対応方針を修正し、又は変更する場合があります。

当社取締役会が本対応方針について廃止・変更等の決定を行った場合には、その内容を速やかに開示します。

なお、上記頭書及び III 1 の本対応方針の目的に照らし、当社は、①ニデックが実際に 2025 年 5 月 9 日以降に本公開買付けを開始した場合、又は②本公開買付けの開始前に、当社が、ニデック以外の第三者から、本提案よりも実質的に有利な条件と合理的に判断される第三者提案に係る法的拘束力のある最終的な意向表明書を受領したことを確認した場合には、株主の皆様が熟慮に基づく合理的な判断を行うための時間が確保されたものと考えられることから、それらのいずれか早い時期において、本対応方針を直ちに廃止いたします。

6. 株主及び投資家の皆様への影響について

(1) 本対応方針の効力発生時に本対応方針が株主及び投資家の皆様へ与える影響

本対応方針の効力発生時には、本新株予約権の発行自体は行われません。したがって、本対応方針がその効力発生時に株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接的具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会は、本対応方針に基づき、当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として、大規模買付行為等に対する対抗措置を講じることがありますが、現在想定されている対抗措置の仕組み上、本新株予約権の発行時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、例外事由該当者以外の株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。

但し、例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

また、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主の皆様が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合には、結果として当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

また、無償割当てがなされた本新株予約権の行使及び取得について株主の皆様に関わる手続は、次のとおりです。

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の割当てのための基準日を定め、当該基準日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて本新株予約権を割り当てます。当社は、基準日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（当社所定の書式によるものとします。また、株主の皆様ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約し、当該誓約に虚偽が存した場合には、交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を含むことがあります。）その他本新株予約権の

権利行使に必要な書類を送付します。株主の皆様におかれましては、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込んだ上、当社取締役会が別途定める本新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出することにより、1個の本新株予約権につき1株の当社普通株式が発行されることとなります。但し、例外事由該当者は、当該新株予約権を行使できない場合があります。

他方、本新株予約権に取得条項が付され、当社が当該取得条項に基づいて本新株予約権を取得する場合、例外事由該当者以外の株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当該取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります（なお、この場合、株主の皆様には、別途、本人確認のための書類及び当社普通株式の振替を行うための口座に関する情報を記載した書類の他、株主の皆様ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約し、当該誓約に虚偽が存した場合には、交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を記載した書面をご提出いただくことがあります。）。但し、例外事由該当者については、その有する本新株予約権が取得の対象とならないことや、取得の対価として本新株予約権以外の当社新株予約権が交付されることがあります。

これらの手続の詳細につきましては、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用のある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示しますので、当該開示の内容をご確認ください。

7. 本対応方針の合理性について

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、また、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の内容、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容、本指針、並びに東京証券取引所が2015年6月1日に適用を開始し、2018年6月1日及び2021年6月11日に改訂された「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。

(1) 企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上

本対応方針は、上記 1 記載のとおり、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを株主の皆様が熟慮に基づく合理的な判断を行うために必要な情報及び時間を確保することにより、当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上のため、導入されるものです。

(2) 事前の開示

当社は、株主及び投資家の皆様及び大規模買付者を含む特定株主グループの予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本対応方針を予め開示するものです。また、当社は今後も、適用のある法令等及び金融商品取引所規則に従って必要に応じて適時適切な開示を行います。

(3) 株主意思の重視

本対応方針は、本取締役会決議により導入するものですが、当社は、本対応方針に基づく対抗措置を発動するにあたっては、株主意思確認総会を開催し、当該対抗措置の発動に当該総会に出席した株主の総議決権の過半数の承認を要求することにより、株主の皆様の意思を反映いたします。したがって、株主意思確認総会における株主の皆様の意思に基づいてのみ対抗措置の発動がなされるか否かが決定されることとなります。

(4) 外部専門家の意見の取得

上記 3 (3)記載のとおり、当社取締役会は、大規模買付行為等に関する評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うに当たり、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得るものとしています。これにより、当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されることとなります。

(5) 特別委員会への諮問

当社は、上記 3 (4)記載のとおり、大規模買付行為等に対する対抗措置の発動等に関する当社取締役の恣意的判断を排除するため、既に設置されており、当社の

業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役4名から構成される本特別委員会を活用することとしており、当社取締役会は、対抗措置の発動等を判断するに当たり本特別委員会の答申を最大限尊重するものとしています。

また、特別委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び特別委員会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得ること等ができるものとされており、本特別委員会は、当社の2025年1月28日付けプレスリリース³において開示されているとおり、既に本特別委員会独自のフィナンシャル・アドバイザーとして、本提案の検討等につき必要な助言を得ることを目的として、当社経営陣から独立した第三者であるJPモルガン証券株式会社、リーガル・アドバイザーとして、当社経営陣から独立した第三者であるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業を、それぞれ選定・起用しています。これにより、本特別委員会の答申に係る判断の客観性及び合理性は担保されています。

(6) 合理的な客観的要件の設定

本対応方針は、大規模買付者を含む特定株主グループが大規模買付ルールを遵守する限り、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による対抗措置の発動が恣意的に行われないことを担保するための仕組みが確保されています。

(7) デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、上記5記載のとおり、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会の決議によってその有効期間内においても廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）又はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

以 上

³ 「ニデックによる公開買付けの提案に関する検討体制について」と題するプレスリリース。

(別紙1)

特別委員会規程の概要

1. 特別委員会は、当社取締役会の決議により、当社の企業価値の向上及び一般株主の利益を図る立場から、当社取締役会による恣意的な判断を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、設置される。
 2. 特別委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)当社社外取締役、(2)当社社外監査役、又は(3)社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。
 3. 特別委員会委員の任期は、選任のときから1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会后最初に開催される当社取締役会の終結時までとする。
 4. 特別委員会は、各取締役又は各特別委員会委員が招集する。
 5. 特別委員会の議長は、委員長がこれを務めるものとし、特別委員会の委員長は、特別委員会委員の中から特別委員会委員の互選によって選出する。
 6. 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、特別委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
 7. 特別委員会は、以下の各号に記載される事項について検討・判断を行い、当該検討・判断の結果を、理由を付して当社取締役会に対して答申する。
 - (1) 当社が本提案に関しニデックに対して提供を要請する情報の十分性及び適切性
 - (2) ニデックが本提案に関し当社に対して提供する情報の十分性等
 - (3) ニデックに対して本公開買付けの開始時期及び本公開買付け期間の延長要請を行うことの合理性（要請を行うべき場合には当社取締役会が延長要請を検討している期間の適切性を含む。）
 - (4) 本提案の公正性及び合理性（本提案が当社の中長期的な企業価値及び一般株主の利益の最大化を妨げるものでないかを含む。）
 - (5) 当社による本提案に関する意見表明の公正性及び合理性
 - (6) その他本提案に関連して当社取締役会又は当社代表取締役が任意に特別委員会に諮問する事項
- 各特別委員会委員は、特別委員会における審議及び決議においては、専ら当社の中長期的な企業価値及び一般株主の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の業務執行を行う経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 特別委員会は、必要に応じて、当社の取締役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、特別委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
 9. 特別委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用により、当社の業務執行を行う

経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、税理士その他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

(別紙2)

特別委員会の委員の氏名及び略歴

増田 直史

2008年6月 トヨタ自動車株式会社常務役員（衣浦工場長、明知工場長）
2010年6月 株式会社アドヴィックス専務取締役
2014年6月 同社取締役副社長
2017年6月 同社顧問・技監
2018年6月 同社 EA（Executive Advisor）
2019年6月 株式会社安永社外取締役（監査等委員）（現任）
2020年6月 当社取締役（現任）

山崎 広道

1989年4月 高山短期大学助教授
1994年4月 同大学教授
2001年4月 熊本大学教授（法学部）
2003年6月 日本税法学会常務理事
2007年4月 熊本大学法学部長
2015年4月 同大学理事・副学長
2020年4月 熊本学園大学大学院特任教授（現任）
2020年6月 当社取締役（現任）

高橋 一夫

2007年4月 大和証券エスエムビーシー株式会社執行役員
2010年1月 大和証券キャピタル・マーケット株式会社執行役員
2010年4月 同社常務執行役員
2012年4月 大和証券株式会社常務取締役
2013年4月 同社専務取締役
2015年4月 同社専務取締役法人本部長
2017年4月 株式会社大和証券グループ本社執行役副社長
大和証券株式会社代表取締役副社長
2017年6月 株式会社大和証券グループ本社取締役兼執行役副社長
大和証券株式会社代表取締役副社長
2020年6月 株式会社大和証券グループ本社執行役副社長
大和証券株式会社代表取締役副社長
2022年4月 大和証券株式会社顧問

- 2023年6月 当社取締役（現任）
- 2023年6月 パラマウントベッドホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）
- 2023年9月 あいホールディングス株式会社社外取締役（現任）

高井 文子

- 1999年4月 株式会社三和総合研究所（現三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社）入所
- 2009年4月 東京理科大学経営学部経営学科准教授
- 2016年4月 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院国際社会科学部門准教授
- 2019年4月 同大学大学院国際社会科学研究院国際社会科学部門教授 兼 同大学大学院国際社会科学府経営学専攻教授 兼 同大学経営学部経営学科マネジメント教授（現任）
- 2019年10月 神奈川県労働審議会公益委員（現任）
- 2021年4月 横浜国立大学大学院先進実践学環教授（現任）
- 2022年7月 朝日生命保険相互会社評議員（現任）
- 2023年4月 神奈川県最低賃金審議会公益委員（現任）
- 2023年10月 特定非営利活動法人組織学会評議員（現任）
- 2024年6月 当社取締役（現任）

(別紙3)

対抗措置としての新株予約権無償割当ての概要

1. 割当対象株主

当社取締役会で別途定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをする。

2. 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は1株以下とする。

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会において別途定める。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して行われる出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は金1円とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は当社取締役会において別途定めるものとする（なお、例外事由該当者による権利行使は認められないとの行使条件等、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使条件を付すこともあり得る。）。

7. 当社による新株予約権の取得

以下に定める取得条項その他の大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案した取得条項を付すことがあり得る。

- (a) 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で、行使可能な（即ち例外事由該当者に該当しない者が保有する）もの（以下「行使適格本新株予約権」という。）について、取得に係る本新株予約権の数に、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式を

対価として取得することができる。

- (b) 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で行使適格本新株予約権以外のものについて、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で例外事由該当者の行使に一定の制約が付されたもの（以下に規定する行使条件及び取得条項その他取締役会が定める内容のものとする。以下「第2新株予約権」という。）を対価として取得することができる。

(i) 行使条件

例外事由該当者は、次の(x)及び(y)をいずれも満たす場合その他取締役会が定める場合を除き、第2新株予約権を行使できない。

(x) 第2新株予約権の保有者が、大規模買付行為等を継続しておらず、かつ、その後も大規模買付行為等を実施しない旨を誓約すること

(y) 特定株主グループの株券等保有割合が20%未満となった場合（但し、行使後の株券等保有割合が20%未満となる数の第2新株予約権に限る。）

(ii) 取得条項

当社は、第2新株予約権が交付された日から10年後の日において、なお行使されていない第2新株予約権が残存するときは、当該第2新株予約権（但し、行使条件が充足されていないものに限る。）を、その時点における第2新株予約権の時価に相当する金銭を対価として取得することができる。

8. 新株予約権の無償取得事由（対抗措置の廃止事由）

以下の事由のいずれかが生じたときは、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとする。

- (a) 当社株主意思確認総会において大規模買付者を含む特定株主グループによる大規模買付行為等の実行について承認が得られた場合
- (b) 当社取締役会が、対抗措置を廃止することが取締役の善管注意義務に適う等の事情があると認め、対抗措置の廃止を決議した場合
- (c) 特別委員会の全員一致による決定があった場合
- (d) その他当社取締役会が別途定める場合

9. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案する等して、当社取締役会において別途定めるものとする。

以上

(別紙A)

時期	イ ベ ン ト
2024年 12月27日	ニデックから牧野フライスに対して本意向表明書及び本公開買付け予告 プレスを提出 ニデック、本意向表明書の提出及び 2025年4月4日から本公開買付け を開始する予定をプレスリリース
2025年 1月10日	牧野フライス、本特別委員会を設置
1月15日	本特別委員会、ニデックに対して第1次要望書を提出し、本公開買付け の開始時期の延期及び買付予定数の下限の引き上げを要望
1月17日	本特別委員会、ニデックの要望に応じて、ニデック役員らと面談を実施 ニデック、第1次要望書による要望を書面により拒絶
1月22日	本特別委員会、ニデックに対して第2次要望書を提出
1月27日	ニデック、第2次要望書による要望を書面により拒絶
1月28日	牧野フライス、第1次質問状を発出・公表
1月31日	ニデック、第1次質問状への回答書を送付・公表 牧野フライス取締役会、取締役会要望書により、第2次要望書と同一事 項をニデック取締役会に要望 牧野フライス、ニデックに対する要望に関する補足説明資料「ニデッ ク(株)への要望とその理由について」を公表
2月5日	ニデック、取締役会要望書による要望を書面により拒絶
2月7日	牧野フライス、第2次質問状を発出・公表
2月12日	牧野フライス、新事業計画を公表
2月14日	ニデック、第2次質問状への回答を送付・公表
2月25日	ニデック、今後対抗提案が登場した場合でも本公開買付価格を引き上げ る予定はない旨等を公表
2月26日	ニデック、記者会見において、ホワイトナイトが登場した場合には、潔 く買収から撤退すると説明 牧野フライス、ニデックの上記 25 日のプレスに関し、対抗提案がなさ れた場合でも、本公開買付価格を引き上げないことを宣明したものと理 解した旨を公表
2月27日	ニデック、上記 25 日のプレスにおける本公開買付価格に関するコメン トは、「現時点」における方針に過ぎず、仮に対抗提案者が出現した場 合であっても、適切な評価を逸脱した価格には引き上げない趣旨と弁

	明。
3月4日	ニデックの要望に応じて、当社経営陣とニデック役員らとの面談を実施
3月10日	当社が、第三者提案を複数者から受領した旨と第三者提案につき法的拘束力のある最終的な意向表明書を取得するにはなお時間を要するため、本公開買付けの開始を本年5月9日以降とするようニデックに対して改めて要請した旨を公表
3月11日	牧野フライス、第3次質問状を発出・公表
3月17日	ニデック、第3次質問状への回答を公表
3月18日	当社が、ニデックに対し、取締役会再要望への回答を3月19日までに提出するように要求
3月19日	ニデックが、取締役会再要望に対し、引き続き検討している旨を回答するに留まったため、本対応方針を導入
4月4日	ニデックが公表している本公開買付け期間の開始予定日
5月21日	本公開買付けが4月4日に開始された場合における本公開買付け期間終了日
5月31日頃	本公開買付けが4月4日に開始された場合における本公開買付けの決済日
6月後半	本株主総会において、本対抗措置の発動の追認議案その他必要な議案を付議